

利用契約書の内容

1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用するのは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者または家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

第11条 (信義誠実の原則)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、事業者、利用者が、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 居宅介護支援事業センター「ひばり」
<住所> 弘前市大字藤代字広田131番地1
<管理者名> 管理者 村上 太一

利用者

<住所>

<氏名>

家族(代理人)

<住所>

<氏名>

(利用者との関係)

説明者

居宅介護支援事業センター 「ひばり」

居宅介護支援重要事項説明書

1 居宅介護支援事業センター「ひばり」の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	居宅介護支援事業センター「ひばり」
所在地	弘前市大字藤代字広田131番地1
電話番号	0172-39-2020
FAX番号	0172-39-2021
事業所番号	指定事業所番号 0270200215
サービスを提供できる地域	弘前市・平川市・黒石市・ 大鰐町・板柳町・藤崎町・田舎館村

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常 勤	非常勤	合 計	業 務 内 容
管 理 者	主任介護支援専門員	1名		1名	従事者及び職務の管理
事 務 員		1名		1名	事務部門全般

(3) サービスの提供時間帯

月～金	8:00～17:00
休業日	土・日・祝日・12月31日～1月3日

2 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

指定居宅支援の事業は、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。

利用者の心身の状況やおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないように、公平中立に行います。

市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保健施設等との連携に努めて行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

介護支援専門員に次の各号に定める事項を担当させ、居宅によるサービス計画の作成を支援します。

①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、解決すべき課題を把握します。

②当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ④居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。また、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から同意を受けます。
- ⑤利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ⑥居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ⑦利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更の要介護、要支援区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
- ⑧障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合、必要に応じて障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めます。

3 利用料金

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は次の各号のとおりです。

(1) 利用料

- ①要介護認定を受けられた方は、介護保険制度により介護保険給付が別紙にて定める金額の全額支払われますので自己負担はありません。
- ②介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、保険者である市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- ③本説明後、居宅サービス計画作成に至る前に解約となった場合、居宅介護支援利用料相当額を請求させていただくことがあります。

(2) 交通費

交通費はいただきません。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書等でお申し出くださればいつでも解約できます。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。
- ③サービスの提供の停止
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを停止いたします。
・利用者が介護保険施設等に入所、入居した場合
*退所、退居後に、利用者及び家族より申し出があれば、サービスを提供いたします。
・介護保険の要介護認定等の有効期間が切れた場合
*その後、利用者及び家族より申し出があれば、サービスを提供いたします。
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援及び非該当（自立）と認定された場合
*条件が変更した場合に、利用者及び家族より申し出があれば、サービスを提供いたします。
- ④自動終了
・利用者が亡くなられた場合
- ⑤その他
・利用者及び家族の方などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して居宅介護支援を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 サービス内容に関する相談、苦情

当事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置いたし、自らが提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応いたします。

① 当事業所の利用者相談窓口

担当者 村上 太一（管理者）

電 話 0172-39-2020 FAX 0172-39-2021

受付日 年中（ただし、土曜、日曜、祝日、12月31日～1月3日を除く）

受付時間 8:00～17:00

②その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

弘前市	0172-35-1111	平川市	0172-44-1111
黒石市	0172-52-2111	大鰐町	0172-48-2111
板柳町	0172-73-2111	藤崎町	0172-75-3111
田舎館村	0172-58-2111		
青森県国民健康保険団体連合会	017-723-1336	(苦情処理委員会)	
青森県健康福祉部高齢福祉保険課	017-722-1111	(苦情専用)	

6 事故発生時の対応

当事業所の居宅支援の提供にともなって、当事業所の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、利用者に対して生命、身体、財産に賠償すべき損害も及ぼした場合には、速やかに賠償いたします。（当事業所は損害保険ジャパン株式会社と損害賠償保険契約を結んでいます。）

重要事項の説明を行ったことを証するため、本書2通を作成し、事業者、利用者が、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

<事業者名> 居宅介護支援事業センター「ひばり」
<住 所> 弘前市大字藤代字広田131番地1
<管理者名> 管理者 村上 太一

利用者

<住 所>
<氏 名>

家族（代理人）

<住 所>
<氏 名>

(利用者との関係)

説明者

個人情報使用同意書

居宅介護支援事業センター「ひばり」様

利用者及び家族の個人情報を使用する条件

- (1) 個人情報利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

※ア. 使用目的 イ. 個人情報を使用する事業所 ウ. 個人情報を使用する期間

ア. ケアプラン作成、サービス担当者会議、介護サービス事業者との連絡、体調を崩し又は怪我等で病院へ行った際に医師又は看護師に説明をする場合。

イ. 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所、病院又は診療所（体調を崩し又は怪我等で診療することとなった場合）。

ウ. 介護サービスの提供を受けている期間、医療機関及び介護サービス事業者等の関係者と連携を必要とする期間。

上記使用目的のため、入院等の際は担当居宅支援事業所を医療機関へ伝えていただくようお願いいたします。

上記同意を証するため、本書2通を作成し、事業者、利用者が、1通ずつ保有するものとします。

同意日 令和 年 月 日

事業者

＜事業者名＞ 居宅介護支援事業センター「ひばり」
 ＜住 所＞ 弘前市大字藤代字広田131番地1
 ＜管理者名＞ 管理者 村上 太一

利用者

<住 所>

<氏 名>

家族 (代理人)

<住 所>

<氏 名>

(利用者との関係)

説明者

利 用 契 約 書

重 要 事 項 説 明 書

居宅介護支援事業センターひばり

〒036-8373 青森県弘前市大字藤代字広田131番地1

電 話	0 1 7 2 - 3 9 - 2 0 2 0
F A X	0 1 7 2 - 3 9 - 2 0 2 1

同 意 書

居宅介護支援事業センターひばり

〒036-8373 青森県弘前市大字藤代字広田131番地1

電 話 0 1 7 2 - 3 9 - 2 0 2 0

F A X 0 1 7 2 - 3 9 - 2 0 2 1